

栃保給号外
令和2年5月13日

保護者 様

保 健 給 食 課 長 五十畑 肇
栃木市立栃木西中学校長 小林 勇夫

新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業に伴う
学校給食費の取扱いについて

時下、皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市の教育推進に多大なご支援をいただいておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、皆さまご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症対策として栃木市においても学校休業が行われ、給食は提供されていない中、保護者の皆さまから給食費をお預かりしているところであり、ご迷惑をおかけしていること、大変申し訳なく思っております。

今後は、市HPでもお知らせしておりますが、現時点において令和2年6月1日から学校が再開され、給食も令和2年6月2日から再開となる予定です。

つきましては、令和2年度の給食費の取扱いにつきましては、別紙のとおりとし、保護者の皆様のご負担とならないよう調整を行う予定でありますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

栃木市教育委員会事務局
教育部 保健給食課 学校給食係
TEL 21-2480

別紙

1 給食費の集金について

(1) 年間の給食提供及び集金について

例年の給食につきましては、4月～3月の12か月のうち、8月を除く11か月に提供のうえ、集金させていただいております。

令和2年度におきましては、これを次のとおり変更させていただきます。

例年

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○

令和2年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*○ 給食提供月 × 給食を提供しない月

(2) 8月分の集金について

例年は給食が提供されない7月21日～7月31日の間と、8月17日～8月31日の間にも給食が提供されます。そのため、この間に提供される分の給食費を8月分として集金させていただきます。

(3) 年間の集金額について

$$5,100 \text{ 円} \times 10 \text{ ヶ月} = 51,000 \text{ 円}$$

2 その他

今後の、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校の状況により、変更になる場合がございます。その際には、別途通知させていただきます。